(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
深谷市東方字境堀二七六番一から前橋市田口町字下田尻一二二番一まで	前	BA 七・一〇～一〇・〇メートル 二二・〇～一九四・〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 七・一～一〇七・〇メートル 二二・〇～一九四・〇キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年一月三十一日

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用の区間	図面縦覧場所
五十号	桐生市広沢町三丁目字中居三八五七番四から同市広沢町三丁目字中居三八七九番三まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月三十一日

○関東地方整備局告示第二十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
桐生市広沢町三丁目字中居三八五七番四から同市広沢町三丁目字赤城林三八一六番一まで	前	二三・七〇～五四・四〇メートル
	後	二三・七〇～四五・三〇キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	前橋市鳥取町字庚申塚八八四番一から同市鳥取町字松合下四八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年一月三十一日

○関東地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年一月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
成田市十余三字瓜生池四八番五から同市十余三字瓜生池五九番三七まで	前	一六・一一～三二・六一メートル
	後	一三・九三～二四・五八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第六十五条第二項の規定による処分をしたので、同法第七十条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年一月三十一日　関東地方整備局長　下保　修

一　被処分者

(一) 商号　株式会社陽光都市開発

(二) 代表者氏名　望月　英昭

(三) 主たる事務所　神奈川県横浜市西区高島二丁目六番三十二号

(四) 免許番号　大臣（三）第五九九二号

(五) 免許年月日　平成二十二年三月三日

二　処分年月日　平成二十三年一月十七日

三　処分内容　平成二十三年二月一日から平成二十三年二月二十二日までの間における宅地及び建物に係る業務の全部の停止

四　適用条項　宅地建物取引業法第六十五条第二項

○中部地方整備局告示第十二号

矢作川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月二十五日建設省告示第四百七十七号を次のように改める。

関係図面のうち、第七号図、第八号図、第九号図、第十号図、第十六号図を次のように改める。

その関係図面は、国土交通省中部地方整備局及び同局豊橋河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月三十一日　中部地方整備局長　富田　英治

（図面省略）

○沖縄総合事務局告示第三号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十三年一月三十一日　沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　登録年月日	平成二十三年一月七日
二　登録番号	沖小教第六号
三　登録小型船舶教習実施機関の名称	株式会社いちまりん
四　住所	沖縄県糸満市西崎一丁目37番2号パレスゆうな101号
五　代表者の氏名	屋良　朝仁
六　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地	株式会社いちまりん　登録小型船舶教習所 沖縄県糸満市西崎一丁目37番2号パレスゆうな10 1号
登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地並びに登録小型船舶教習所の種類	特殊小型船舶操縦士第一種教習所